		[redacted]	189～196
2.3	H19.4.2	[redacted]	96～100-4 197～203
2.4	H19.11.2	[redacted]	73～74-1，79～81-1
2.5	H20.1.11	[redacted]	20,21,46,57,97,98,100,100-3,100-4, 149～151,172

		4. 資料９「登記識別情報照合処理における申請外物件の照合について」，資料１０「登記識別情報の「複写不要」機能について」，資料１１「登記完了証発行機能の改善について」を追加	189～196
2.3	H19.4.2	1. 登記識別情報が通知されていないこと又は失効していることの証明の請求に関する処理手順等を追加 2. 資料１２「登記識別情報が通知されていないこと又は失効していることの証明の運用の変更について」，資料１３「オンラインによる登記事項証明書の送付請求の運用の変更について」を追加	96～100-4 197～203
2.4	H19.11.2	登記識別情報の失効の申出について，一の受付番号で最大１００物件を受付登録し，一括して登記識別情報の失効の処理を行うことができるようになることに伴い，操作手順及び画面レイアウトを変更面のレイアウトを変更。	73～74-1，79～81-1
2.5	H20.1.11	「登記識別情報提供様式」に関し，登記識別情報の照合処理で画面表示する「提供様式の名義人情報」欄の抽出方法を変更するため，該当頁を変更。また，「登記識別情報通知用特定ファイル届出様式」に関し，登記識別情報作成処理及び確認処理で画面表示する「暗号化で使用する電子証明書」欄の抽出方法を変更し，欄の名称も「届出様式の名義人情報」に変更するため，該当頁を変更。	20,21,46,57,97,98,100,100-3,100-4, 149～151,172